

医療用医薬品の承認審査から 見たMFの課題について

本日の内容

1. 原薬等登録原簿(MF)を引用した医薬品の承認審査
2. MF登録申請時の留意事項
3. MF登録事項変更時の留意事項
4. MF審査の事例紹介

1. MFを引用した医薬品の承認審査

MFを引用した医薬品の承認審査

米国、EUともにマスターファイルを活用—国際整合性

製品中で使用している原薬等、承認申請者以外のメーカーから、品質、製造方法情報の別途提出を認めるシステム(任意の提出)

承認審査において、「製造方法」を詳細に審査することとなるため、原薬データの開示を巡る製剤メーカー/原薬メーカー等間のトラブルの回避

承認申請書

製剤メーカー(承認申請者)

有効性・安全性・
品質(一部)

申請書に添付する資料

MF登録番号

原薬メーカーなど
(承認不要)

品質・製造
方法データ

品質・製造方法データ
を登録

審査当局

非開示情報(但し、
公衆衛生上の安全
性に関する情報で特
に求めのあった場合
は除く)

完全なデータ
として審査

MF登録

他の製
剤メーカー
も使用可

MF登録事項の位置付け

- MFに登録される情報（登録内容及び添付資料）
 - ・ 医薬品の製造販売承認申請書に一部代わるもの
 - ・ 医薬品の製造販売承認申請に際しての添付資料に一部代わるもの

- 当該MFを利用した医薬品の承認審査時に登録事項が審査される。
医薬品（製剤）に係る審査は、原則、CTDにより行われており（平成29年3月1日以降）、MFの添付資料として、CTDの第3部（モジュール3）資料のほか、第2部（モジュール2）（添付資料概要）については、モジュール3の内容をまとめた適切な資料の提出が必要なため、当該資料を作成しておくこと。

MF審査における課題

➤ MFの利用／不利用での整合性の担保

MF制度は任意登録制度であり、MFを利用する場合と利用しない場合が起こりうるが、両者の間で審査に供される情報の内容に差が生じないようにする必要がある。

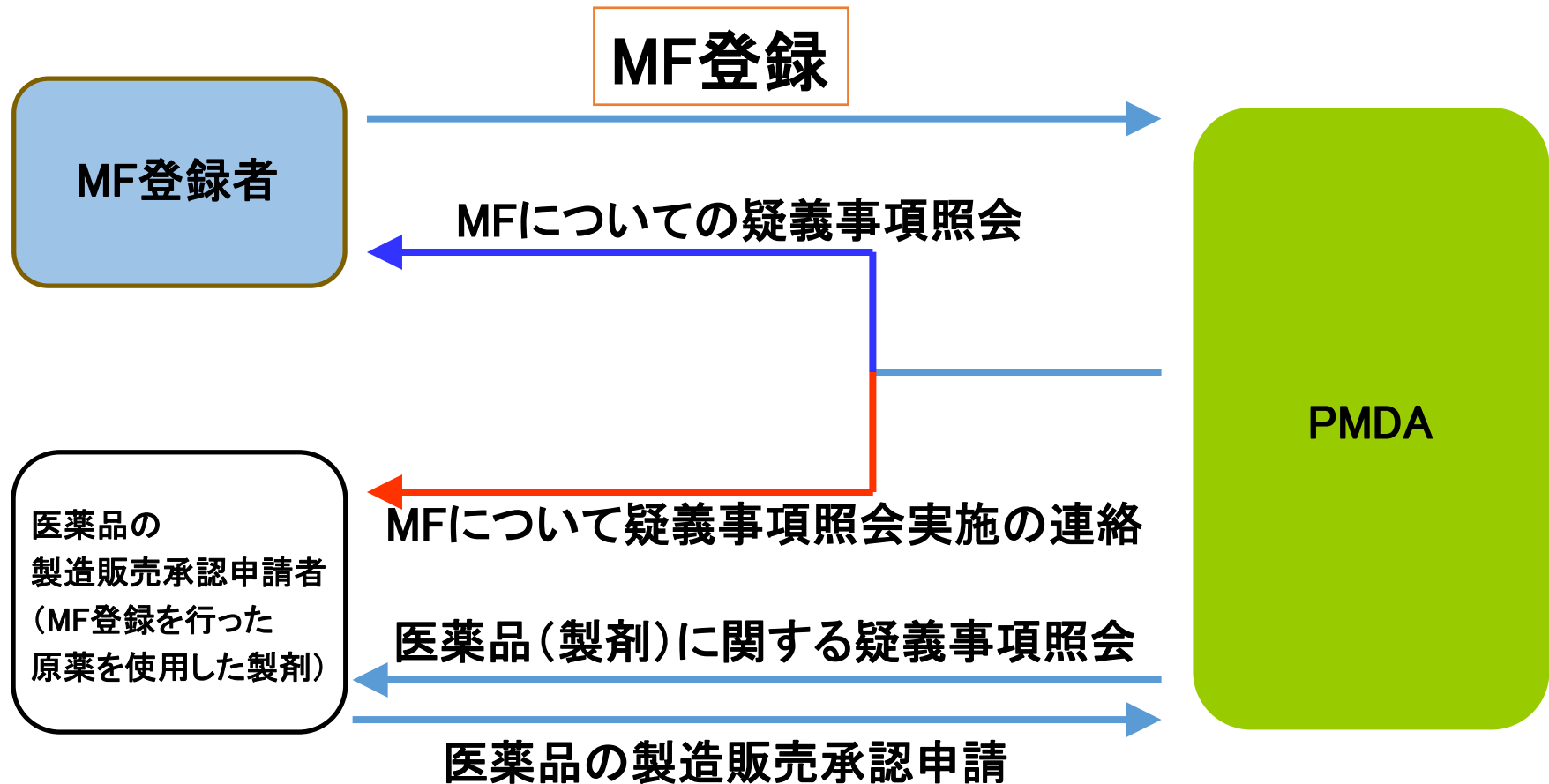
➤ 軽微な変更か、一部変更承認申請が必要な変更かは平成17年2月10日薬食審査発 第0210001号通知に基づいて判断

登録申請の際には、上記通知に基づいて製造方法等の各記載事項が製剤の品質に与え得る影響を予測し、それに基づいて軽微変更届出の対象事項と一部変更承認申請の対象事項に分けて登録する必要がある。



医薬品の品質を確保し、MF審査をスムーズに進めるためには、MF登録者(国内管理人)と製造販売業者の間で十分な連携が必要

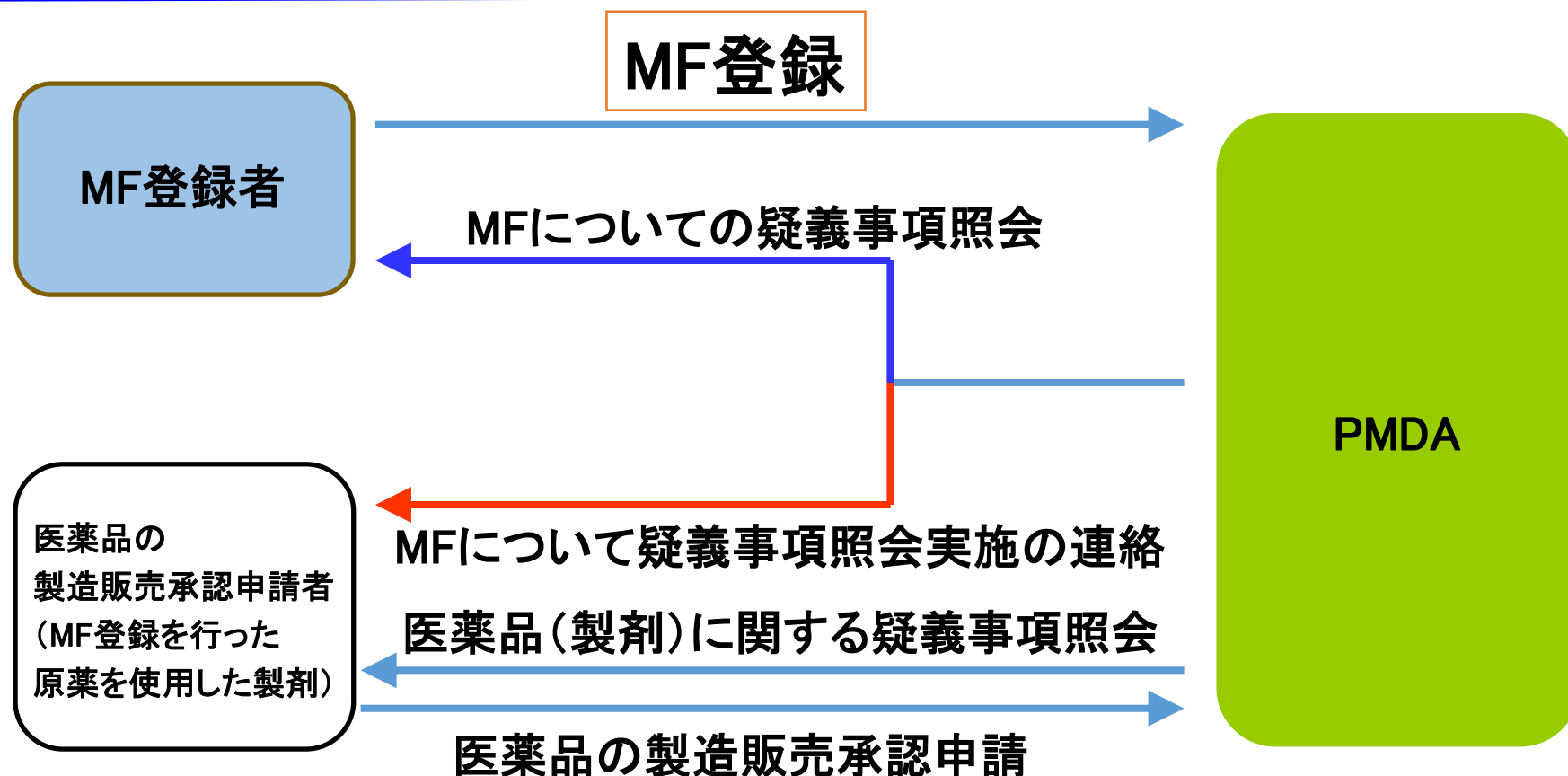
MFを引用した医薬品の承認審査の概要



* MF登録者:

登録者が海外の製造業者である場合、照会事項は原薬等国内管理人を介して行われる。

医薬品の承認申請に際し添付すべき資料



薬機法施行規則第40条第1項第1号で規定する資料	左欄資料の範囲(H26.11.21 薬食発1121第2号)
イ 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料	1 起原又は発見の経緯 2 外国における使用状況 3 特性及び他の医薬品との比較検討等
ロ 製造方法並びに規格及び試験方法等に関する資料	1 構造決定及び物理的・化学的性質等 2 製造方法 3 規格及び試験方法
ハ 安定性に関する資料	1 長期保存試験 2 苛酷試験 3 加速試験

2. MF登録申請時の留意事項

MF登録申請の手続きの留意事項

- 申請書作成上の留意点については、「フレキシブルディスク申請等の取扱い等について」(平成18年3月20日 薬食審査発第0320005号)を参考に作成すること。
- **登録内容や添付資料に不備がないことを十分に確認の上、登録申請手続きを行うこと。**
- 過去に指摘を受けた照会指示等を踏まえ、その内容を新たな登録申請に反映させること。
- 登録申請等の手続き上、不明な点がある場合には簡易相談を活用し、手続きに誤りがなく、また審査がスムーズに行われるよう配慮すること。
- 登録申請書の連絡先(特にFAX番号)には誤りがないことを十分確認すること。
(誤った連絡先は、照会事項等送付の際の誤送信の原因となる。)

添付ファイル情報

FD申請書の【添付ファイル情報】には、【別紙ファイル名】及び【添付資料ファイル名】があり、以下のように区別して添付すること。

【別紙ファイル名】

- ✓ 図などの承認事項についてもPDF化して添付すること。
例：構造式、容器の図面など。
- ✓ 当該MFを引用する製剤一覧（備考欄に記載する場合は添付不要）
- ✓ 新旧対照表（変更登録申請、軽微変更届出の場合のみ）
- ✓ 宣誓書（軽微変更届出の場合のみ）

【添付資料ファイル名】

- ✓ 参考資料についてもPDF化して添付すること。
例：「製造工程流れ図」、「一変及び軽微事項の設定根拠」、「顛末書」など。

製造方法①

- 製造方法の記載の考え方については、「医薬品の製造販売承認申請書における製造方法の記載に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成20年5月20日 審査管理課事務連絡)も参考にする。
- 軽微変更届出事項／一部変更承認申請事項への該当性に関する考え方
 - 下記の通知等を基に、各企業が適切に判断すること。ただし、判断に迷った場合は、簡易相談を利用することができる。
 - 「改正薬事法に基づく医薬品等の製造販売承認申請書記載事項に関する指針について」(平成17年2月10日 薬食審査発第0210001号)
 - その他、各種関連通知及び事務連絡(Q&A)
 - ・平成18年11月16日 審査管理課事務連絡
 - ・平成18年12月14日 審査管理課事務連絡
 - ・平成19年 1月12日 薬食審査発第0112001号
 - ・平成22年 6月28日 審査管理課事務連絡
 - ・平成22年 7月26日 審査管理課事務連絡
 - ・平成26年 5月30日 薬食審査発0530第8号
 - ・平成26年 7月10日 薬食審査発0710第9号

製造方法②

➤ 化学薬品原薬の製造方法について

- 平成17年2月10日 薬食審査発第0210001号 別添1に従い、適切な出発物質から記載し、原則として反応工程を複数工程以上記載すること。

反応工程：共有結合の形成或いは切断を伴う工程で、塩交換や精製工程は含まない。

- 出発物質の選定については、「原薬の開発と製造（化学薬品及びバイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）ガイドラインについて」（平成26年7月10日付け薬食審査発0710第9号）及び「原薬の開発と製造（化学薬品及びバイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）」に関する質疑応答集（Q&A）について」（平成30年9月14日審査管理課事務連絡）も参考にすること。
- 反応工程数の充足性のみで、製造方法の適切性が判断されるわけではないことに留意すること。
 - 出発物質の選定の妥当性
 - 管理戦略に対する評価
- 出発物質、原材料、重要中間体及び最終中間体の管理基準を適切に設定する。
- 最終中間体以降の原材料の管理基準を原則設定する。

製造方法③

- 適切にデータを収集した上で、**重要工程**を設定すること。

重要工程：平成17年2月10日 薬食審査発第0210001号 別添1の用語に例示されている

なお、審査の過程で重要工程の設定根拠に関して照会があった場合は、申請者がデータ等に基づき科学的に説明できるようにしておくこと。

- 平成21年3月4日 薬食審査発第0304018号 別添1で定められた特定の下原薬については、製造方法の記載を簡略化しても差し支えない。

- ・記載方法

製造工程の概略が確認できるよう、製造所情報、製造工程の範囲及び製造方法の流れ図（**流れ図は別紙（PDFファイル）として添付すること**）を記載する。

製造方法④

➤ その他の留意点

MF記載例	留意点
…(省略)… 【製造方法】 【連番】:001 【製造所の名称】:△△△ 【製造方法】: 原薬等登録原簿(〇〇〇MF〇〇〇〇〇)の記載に基づく。 【次の製造方法の連番】:002 【原薬等登録番号】 【原薬等登録番号】:〇〇〇MF〇〇〇〇〇 【登録年月日】:XXXXXXX(平成X年X月X日) …(省略)…	■MF内にMFを引用する場合には、【製造方法】の本文に記載するだけではなく、別途【原薬等登録番号】の項も立てること。 ■別MFに登録されている原材料等を用いる場合、MF内にMFを引用すること。

規格及び試験方法①

- 原薬の残留溶媒は、製造工程及び溶媒のクラス(第18改正日本薬局方)を加味して、製造方法欄又は規格および試験方法に設定する必要があるか検討すること。設定不要と判断する場合は、実測値等の科学的根拠に基づき説明すること。

⇒登録時に実測値及び分析法バリデーション結果を添付し、規格や工程管理としての設定の要否及び規格値の妥当性について説明すること。ただし、分析法バリデーションについては、日本薬局方の残留溶媒試験をそのまま引用する場合には、求めに応じて提出できるように準備しておくことで差し支えない。

- 原薬の不純物(工程由来不純物、重金属、副反応物等)については、想定される不純物、類縁物質を全て列挙した上で、必要に応じ出発物質・中間体の管理項目及び最終原薬規格に設定すること。

⇒登録時に想定される不純物の構造一覧、実測値及び分析法バリデーション結果を添付し、最終規格や出発物質・中間体での管理値設定の要否及び規格値の妥当性について説明すること。

※ 想定される不純物の確認等が不十分な場合、審査の遅延につながる可能性があるため、留意すること。

規格及び試験方法②

➤ 自社規格を設定する場合

- ✓ 日本薬局方原案作成要領(一部改正 その2)(令和2年12月21日付薬機審マ発第1221001号、<http://www.pmda.go.jp/rs-std-jp/standards-development/jp/0003.html>)を参考に、規格及び試験方法を全文記載すること。
- ✓ 日局未収載の試薬・試液を用いる場合は、試薬・試液の項を立て、その品質・調製方法等について記載すること。
- ✓ 誤記載や記載漏れが発生しないよう、十分確認すること。

原薬等の製造所

- 製造所の情報に間違いがないか、申請／届出前に十分確認すること。
- 原薬の製造所について、下記のダミー番号を使用する場合は、その妥当性を十分確認の上、適切な情報を記載すること。

＜参考＞

◎許可(認定)を取得していない、原薬の中間体の製造所の場合(ただし、転用の場合は除く。)

許可(認定)区分:医薬品一般

許可(認定)番号:99AZ666666

許可(認定)年月日:平成17年4月1日

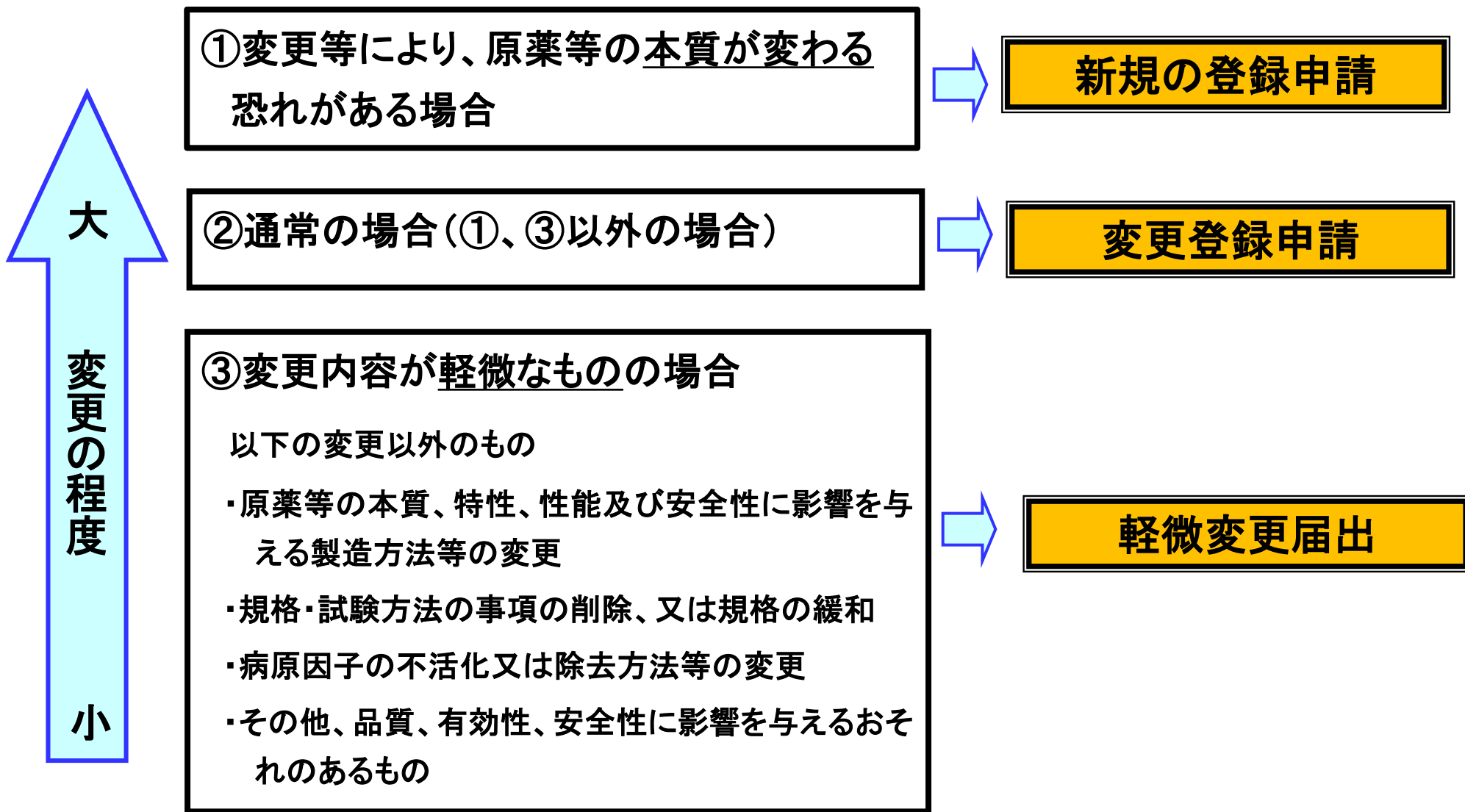
◎食品・工業用製品等をやむを得ず転用する場合(妥当性が認められた場合に限る。)

許可／認定番号:99AZ777777／AG99977777

許可(認定)年月日:平成17年4月1日

3. MF登録事項変更時の留意事項

MF登録事項の変更手続き



登録事項の変更①

➤MF登録者は、承認取得者及び承認申請者に登録事項の変更について事前に通知すべきこととされている。

- そのMFを利用して既に承認を取得している品目や新規又は一部変更承認の申請中の品目がある場合は、当該品目の承認取得者及び承認申請者に通知する。
- 登録事項の軽微な変更の届出を行う場合も、関係する承認取得者及び承認申請者に通知する。
- MF登録者ばかりでなく、その原薬を利用する医薬品の承認取得者及び承認申請者にも影響を与えるので、両者の間の連携がスムーズでないと、トラブルが起こる可能性がある。

登録事項の変更②

➤MFの登録内容を変更する場合

MF登録者は、その変更が「**軽微な変更**」か「**軽微ではない変更**」かを評価した上で、それぞれに応じた形で登録事項の変更手続きを行う必要がある。

- 「改正薬事法に基づく医薬品等の製造販売承認申請書記載事項に関する指針について」(平成17年2月10日付薬食審査発第0210001号)を参考に、変更内容によって以下の手続きを行うこと。

✓**軽微な変更(軽微変更届出)**:

原薬の品質に影響を与えない変更

✓**軽微ではない変更(変更登録)**:

原薬の品質に影響を与える変更

登録事項の変更③

MF登録内容の変更は「**軽微な変更**」か「**軽微ではない変更**」かMF登録者（原薬等の製造業者）が評価



- MF登録者だけでは十分に評価することが困難な変更の場合も多い。
- その場合には、その変更が軽微な変更か登録変更の一部変更承認申請を必要とする変更かを、MF登録者と医薬品の承認取得者及び承認申請者との間で十分に協議し、確認する必要がある。
- **いずれにしても、MF登録者と医薬品の承認取得者及び承認申請者の間の連携が重要**

製造場所の変更

➤ 製造場所の変更は、原則、変更登録の対象となる。

しかしながら、

- 平成17年2月10日 薬食審査発第0210001号 別添1に基づき、包装・表示・保管のみに係る施設等を軽微変更届出にて変更（又は追加）する場合には、**医薬品の製造所として適切な変更管理がなされたことを十分に確認した上で届け出ること。**

一部変更承認申請の対象として登録された事項の変更①

➤ 一部変更承認申請の対象として登録された事項を変更する場合、基本的にはMF登録事項の変更登録申請を行う必要がある

ただし、

- 軽微変更届出の対象として登録されている事項の変更であっても、変更にあたって製剤への影響について検討した結果、軽微ではない変更と評価された場合も同様に**MF変更登録申請**を行う必要がある。
- このような場合、**医薬品の承認取得者**は、その影響が医薬品の承認内容から見て許容できる範囲にあるかどうかを判断した上で、**医薬品の承認事項一部変更承認申請等の手続きを行う必要**がある。

一部変更承認申請の対象として登録された事項の変更②

➤ 変更内容が許容できる範囲内の影響と判断される場合

- MF登録者は、**登録事項の変更登録申請書を審査当局に提出する。**
※登録事項の変更に係る添付資料
実測値
適切なバリデーション
変更管理を実施した旨の誓約書 など
- なお、変更内容が許容できない影響を与えると判断される場合には、
そもそも医薬品の承認取得者にとって当該変更を受け入れられない場合もある。

軽微変更届出の対象として登録された事項の変更①

➤ 基本的には、変更の影響が軽微であることを確認の上、MF登録事項の**軽微変更届出**を行う。

● 軽微な変更であることが確認された場合

MF登録者は、**登録事項の軽微変更届出**を審査当局に提出する。

※添付資料

適切なバリデーション

変更管理を実施した旨の誓約書 など

※この場合、MF登録した原薬を用いて製造した**医薬品の承認取得者においても、原薬の軽微な変更が製剤に影響を与えないことが確認された場合は、医薬品について、承認事項の軽微変更届出を行う必要はない。**

軽微変更届出の対象として登録された事項の変更②

➤ 基本的には、変更の影響が軽微であることを確認の上、MF登録事項の**軽微変更届出**を行う。

しかしながら

- 軽微変更届出の対象事項であるが、MF登録時の予測と異なって品質への影響が軽微ではないと評価された場合

※MF登録者自身の変更管理手続きにおいて品質への影響を否定できない結果が出た場合

※医薬品の承認取得者との協議の結果、軽微ではない変更と評価された場合など



当該変更を中止する、再検討する、変更登録申請の手続きを行う、あるいは新規の原薬として登録し直すなど

軽微変更届出の妥当性①

➤ 軽微変更届出によりなされたMF登録内容の変更については、原則として届出時点ではその妥当性についての審査は行われない。

- 届出は、MF登録者(&医薬品の承認申請者)の自己責任。
- 軽微変更届出の妥当性の判断は、届出後のGMP調査の際や医薬品に係る一部変更承認申請が出された際に審査される。

軽微変更届出の妥当性②

➤ 本来、軽微変更では行うべきでない製造工程の変更等について軽微変更届出を行ったことがGMP調査などの際に分かった場合

- 当該軽微変更届出は**無効**。
- **薬機法違反に問われる可能性**がある。
- 変更した工程で製造された製品については、当該変更のリスクに応じて、**出荷停止、回収、その他の行政措置**がとられることになる。

GMP規則で定められた
変更管理を日常的に行うこと。
医薬品の承認取得者との間で十分に協議すること。

4. MF審査の事例紹介

事例紹介①

平成25年10月29日付 審査管理課事務連絡

「原薬等登録原簿に関する質疑応答集(Q&A)について(その4)」

⇒ 規格及び試験方法の**簡略記載**が可能となった。

・日局規格の場合

日本薬局方による部分の記載を省略し、「日本薬局方〇〇〇による。」あるいは「日本薬局方〇〇〇によるほか以下のとおり。」と記載することで差し支えない。

記載例:

【規格及び試験方法】

【試験名】 : 日本薬局方

【規格及び試験方法】

日本薬局方〇〇〇によるほか、以下のとおり

【試験名】 : △△△

【規格及び試験方法】

本品×mgを…(以下、残留溶媒の規格及び試験方法を記載)…

日局で「別に規定する」とされている項目等、追加規格を設定する場合には、「日本薬局方〇〇〇によるほか、以下のとおり」と記載し、追加規格を記載すること。

事例紹介②

- **その他公定書規格の場合**

以下の基準等については、日局規格と同様に記載省略可能。

- ✓ **放射性医薬品基準**(平成25年厚生労働省告示第83号)
- ✓ **殺虫剤指針2018**
(平成30年厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発0329第9号)
- ✓ **日本薬局方外生薬規格2018**
(平成30年厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知薬生薬審発1214第1号)
- ✓ **日本薬局方外医薬品規格2002**
(平成14年厚生労働省医薬局長通知医薬発第0920001号)
- ✓ **医薬部外品原料規格2021**
(令和3年厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発第0325第1号)
- ✓ **医薬品添加物規格2018**
(令和元年厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発1210第3号)
- ✓ **食品、添加物等の規格基準**
(昭和34年厚生省告示第370号。ただし、添加物に係る規格基準に限る。)

事例紹介③

・EP／USP規格の場合

製造販売承認申請品目にMF登録されている原薬を使用する場合であって、**製造販売承認申請書において原薬の規格及び試験方法を別途規定する場合**にあっては、当該MFの規格及び試験方法がUSP収載品又はEP収載品の場合に限って、MFの**成分及び分量又は本質欄の規格は空欄とした上で、規格及び試験方法を「USP(又はEP)〇〇〇による。」**とすることで差し支えない。

記載例：

【規格及び試験方法】

【試験名】 : USP(又はEP)

【規格及び試験方法】

USP(又はEP) 〇〇〇バージョン△による

最新バージョンではなく特定のバージョンのUSP又はEPを準用する場合には、そのバージョンを記載すること。

事例紹介④

Q1.

現在、規格及び試験方法を全文記載で登録している品目について、平成25年10月29日付 審査管理課事務連絡に基づく簡略記載への変更を希望する場合、軽微変更届出や変更登録申請の機会のあるときに、併せて変更してもよいか。

A1.

差し支えない。

事例紹介⑤

Q2.

MFの規格及び試験方法に、「USP(又はEP)〇〇〇による。」と記載した品目において、USP又はEPのバージョンを特定する場合、又は「USP(又はEP)〇〇〇バージョン△△による。」と記載した品目において、USP又はEPのバージョンを変更する場合には、MF は軽微変更届出でよいか。

A2.

USP又はEPのバージョンの特定／変更により規格及び試験方法の内容が変更される場合を除いて、軽微変更届出で差し支えない。

ただし、引用する試験法等の変更を企図して引用するバージョンの変更を行う場合は変更登録申請が必要である。なお、USP又はEPの最新のバージョンを常に引用する場合、バージョンの特定は要しないため、MFに記載しないこと。

事例紹介⑥

Q3.

医薬品の製造販売承認書にMFの規格及び試験方法を引用しない場合、MFの変更登録の内容が製造方法の変更（軽微届出事項に係る変更を除く）を伴わず、規格及び試験方法のみの変更である場合、このMFを利用している医薬品の製造販売承認書においてはMFの登録年月日以外に実質的な変更を伴わないことから、当該製造販売承認書のMF登録年月日の変更は軽微変更届出でよいか。

A3.

差し支えない。

事例紹介⑦

Q4.

日局原薬のうち、確認試験で「もし、これらのスペクトルに差を認めるときは、別に規定する方法により再結晶し、結晶をろ取し、乾燥したものにつき、同様の試験を行う」とされている赤外吸収スペクトルについて、スペクトルに差を認めないため再結晶方法を記載しない場合、規格及び試験方法欄はどのように記載すればよいか。

A4.

「日本薬局方〇〇〇による。」のみ記載することにより。

MF差換え時の留意事項

MFの差換え時、
全ての照会及び回答について、テキスト付き電子媒体
(CD又はDVD)を提出する際には、以下の点に留意すること。

＜電子媒体の提出に際しての注意点＞

- ・テキスト認識が可能な状態でPDF化をすること。
- ・FD申請、添付資料、照会回答集の電子媒体は、別媒体とすること。
- ・ファイル名は適切に付けること。
(長すぎるファイル名、記号の使用はしないこと)
- ・提出前に最新の定義ファイルを用いたウイルスチェックを行うこと。

その他の留意点

- 国内管理人は備考欄ではなく、
【国内管理人】の項をたて、適切に記載すること。
- 特にFAX番号の誤記載はFAX誤送信の原因となるため、登録番号の確認を十分にすること。
- 注意点：簡易相談では、試験結果の評価は行わないため、相談資料として膨大な試験結果を提出することのないよう留意すること。

最近の取り組みについて①

➤医薬品（製剤）の承認申請時 添付資料のCTD化

- 平成28年3月11日付 薬生審査発0311第3号通知に基づき、原則CTD形式で提出
- CTDを提出する際は申請時に紙媒体での提出が必須（正本を電子媒体とする場合はeCTD形式）
- CTD／eCTDによる承認申請を推奨し、審査の効率化を図る。

最近の取り組みについて②

➤一部変更承認時期の予見性を高めるための施策

①一部変更承認日の特定

平成26年11月25日より、原則、「厚生労働省・手続き中」に変更されてから翌々週水曜日に固定

②製品切替え時期設定一変の導入

「承認事項一部変更承認後の製品切替え時期設定及びその記載方法について」

(平成27年7月13日付薬食審査発0713第1号・薬食監麻発0713第1号)

「承認事項一部変更承認後の製品切替え時期設定に関する質疑応答集(Q&A)について」

(平成29年3月31日付事務連絡)

③軽微変更届事前確認相談制度の設置(試行期間中)(PMI)

平成27年10月20日申込開始

実施件数:5件/平成27年度、30件/平成28年度、47件/平成29年度、32件/平成30年度、
40件/令和元年度、72件/令和2年度、22件/令和3年度(7月時点)

最近の取り組みについて③-1

➤後発医薬品変更届出事前確認簡易相談(GCN)

●相談対象

- ・「医薬品の品質に係る承認事項の変更に係る取扱い等について」(平成30年3月9日付け薬生薬審発0309第1号、薬生監麻発0309第1号)の記、第3の1. において、機構に相談することとされている内容。
- ・承認事項と製造実態の相違その他これに類する不備のうち、申請書の誤記載に由来する等の不備であって、承認事項と製造実態との定期的な照合、変更管理の適切な実施体制の確保がなされており、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれがないと製造販売業者等が判断するもの。

最近の取り組みについて③-2

➤後発医薬品変更届出事前確認簡易相談(GCN)

- これまでの実施件数（※ジェネリック医薬品等審査部担当品目分のみ）
 - ・平成30年度 603件、令和元年度 679件、令和2年度 666件
- 相談件数を増やすことのないよう、常日頃から齟齬が生じないよう十分注意すること。（製造所において変更が行われる前に変更内容を確認、評価することが重要。）
- 相談結果に基づき軽微変更届を提出する場合、相談結果受領後30日以内に対応すること。また、届出書の備考欄に相談の受付番号を記載すること。
- 一部変更承認申請が必要なレベルの実態の変更が行われていた場合、本相談にて軽微変更での対応が了承されることはないため、そのような場合には本相談を介さず直接厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課へ連絡すること。

最近の取り組みについて③-3

➤後発医薬品変更届出事前確認簡易相談(GCN)

●申込書に必要な記載事項

- ・ 齟齬の発生時期、齟齬が生じた理由、齟齬による品質等製剤への影響
- ・ 点検通知以前に生じた齟齬にあつては、一斉点検で発見できなかった理由
- ・ 製造所／外部試験機関の記載漏れにあつては、当該製造所／試験機関の本邦におけるGMP適合性調査実施状況
- ・ 別紙規格／規格及び試験方法の齟齬にあつては、実際に行われていた試験方法に対する分析法バリデーションの実施状況
- ・ 再発防止策

●齟齬の根拠資料は相談時には不要

- ・ 相談申込時の添付はファックス混雑の原因となる
- ・ 根拠資料等は次回審査時に確認

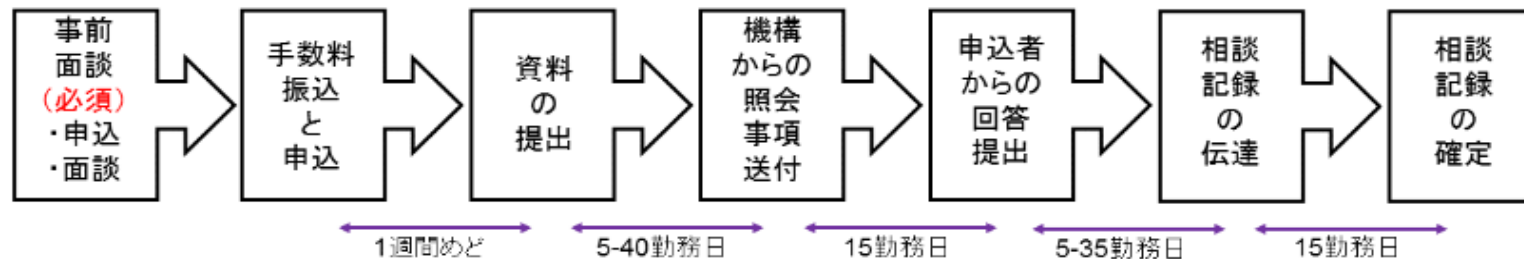
●MFに齟齬が生じた場合の製剤の対応

- ・ 製剤の承認書の記載に修正が生じない場合は対応不要
- ・ 製剤の承認書の記載に修正が生じる場合は、製剤の申し込みも必要
例) 製造所記載漏れにより連番の変更がある場合

最近の取り組みについて④

➤後発医薬品変更管理事前確認相談の設置(CCG)

●相談の流れ



●相談対象

- ・後発医薬品のうち生物学的製剤等を除く、今後、一部変更承認申請を行う品目を対象に、事前に変更点に関する**評価方針の妥当性**や**これまでの変更管理や承認書への記載に関する資料の十分性等**について、指導及び助言を行うもの。

●目的

- ・今後申請される一部変更承認申請について、審査段階で生じる問題を事前に解決する。

最近の取り組みについて⑤-1

➤後発医薬品MF確認相談の新設(CMF)

●設置の目的

- ・原薬製造業者やMF管理人が行政と相談する機会を設け、MF登録・変更の効率化や適正化を推進する。

●相談対象

- ・相談申込時点において、相談の対象となるMFを引用もしくは引用を予定している全ての製剤について、**原薬等製造業者や原薬等国内管理人を対象**に、以下のいずれかについて実施するもの。

- ① MFの新規登録に先立ち、**MFに関する事前の論点整理や資料の十分性等**について、指導及び助言を行うもの。
- ② 既に登録済みの**MFの軽微な変更に関して、事前のデータ評価が必須となる事案**について確認を行うもの。

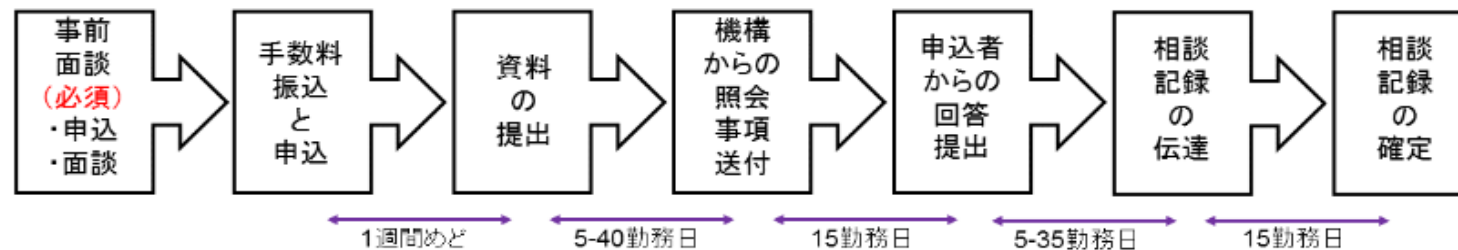
●対象外

- ・変更の妥当性を説明できるデータがある場合でも、変更登録の必要があるもの。
- ・製造方法が同一な新規製造所を追加する場合を含め、GMP調査を要する案件。

最近の取り組みについて⑤-2

➤後発医薬品MF確認相談の新設(CMF)

●相談の流れ



●相談事例

①MFの新規登録

- 事前の論点整理

②登録済みMFの軽微な変更

- 製造方法: 製造スケールの変更、『 』又は“ ”以外の部分の変更
- 不純物の管理戦略: Q3Dリスクアセスメントに基づく原薬の規格からの重金属試験の削除、M7リスクアセスメントに基づく管理戦略の検討
- 簡略化記載: 簡略化記載(別紙 流れ図)されている原薬の製造方法の軽微な変更

おわりに

MF登録申請の際には、本講習会で説明した事項を踏まえ、十分な検討結果及び根拠に基づいた論理的説明による資料を作成し、効率的な審査が可能になるようご協力いただきたい。

登録申請書や添付資料の誤記載や不備は登録者の信頼性にも関わることから、申請前に十分に確認していただきたい。重大な誤記載等は行政指導の対象とさせていただくので、十分ご留意いただきたい。